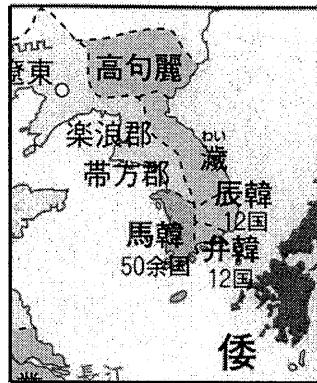


(3) 小国の分立 → 中国史書に見る日本

① … の日本の様子

日本()は 余国に分かれ、 に使者を送る
漢の [] が設置した植民地 ←



『漢書』地理志

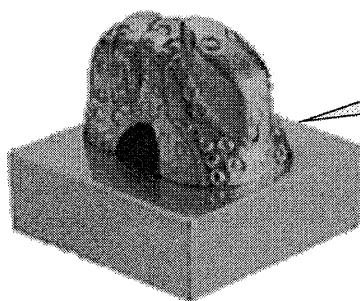
夫^れ渠^き濱^{はん}海^{かい}中^うに倭^い人^{じん}有^あり、 分^ぶれ^て百^{ひゃく}余^よ國^{こく}と為^なる。歲^{とき}時^じを以^てて①來^きり^し獻^{けん}見^みすと云^いふ。 (原漢文)

② … 1~2世紀の日本の様子

年 倭の「 」の王が、後漢に使者を送る

→ [] より を受け取る:「 」

年 倭の小国の王たちが 人を献上



福岡県 で発見(1784年)

(3) 小国の分立と大陸との関係→中国史書に見る日本の日本の様子

①

日本()は 余国に分かれ、に使者を送る
漢の [] が設置した植民地



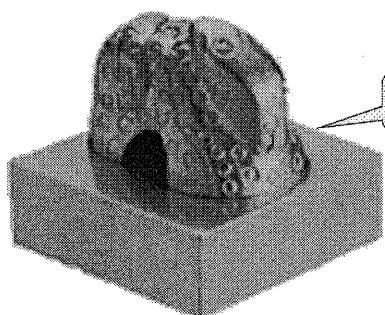
漢書 地理志
夫樂浪海中に倭人有り、分れて百余國と為
る。歲時を以て①來り獻見すと云ふ。(原漢文)

②

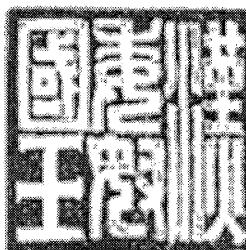
…1~2世紀の日本の様子
年 倭の「[]」の王が、後漢に使者を送る

→ [] より を受け取る:「[]」

年 倭の小国の王たちが 人を献上



福岡県 で発見(1784年)



建武中元二年②、倭の奴國貢を奉じて朝賀す。使人自ら大夫と称す。倭國の極南界なり。

光武賜ふに印綬③を以てす。安帝の永初元年④、倭の国王帥師升等、生口⑤百六十人を献じ、請見を願ふ。桓靈の間⑥、倭國大いに乱れ、更とも相攻伐して歴年主なし。
(原漢文)

①定期的に。②五七年。③印は「漢委奴國王」の金印(右写真)といわれている。綬は印に通し身につけるためのくみひもで、印の材質と綬の色によつて格式をあらわした。④一〇七年。⑤生きている人、奴隸であるといわれる。⑥後漢の桓帝・靈帝のころ、すなわち一四七(一八九年)の間。

③ 3世紀の日本の様子
の一部
=「...」の時代

- (a) を中心とする 国の小国連合が成立
→女王 [] による支配
- (b) 身分の差()、租税の制度の存在
- (c) 卑弥呼は魏に使いを送り、「 」の称号を得る(年)
- (d) 卑弥呼の死後再び内乱となるが、[] が女王になり安定

倭人は都方の東南大海の中に在り。山島に依りて國邑を為す。旧百余國、漢の時朝見する者あり。今使狀通する所三十國郡より倭に至るには、海岸に備ひて水行し、……邪馬臺国に至る。女王の都する所なり。……男子は大小と無く、皆鷹面文身す。……租賦を收むに邸閣有り。國々に市有り。有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。女王國より以北には、特に一大卒を置き、諸國を檢察せしむ。諸國之を畏懼す。……戸大人と道路に相逢へば、遙遙として草に入り、聲を伝へ事を説くには、或は跡り或は詠き、両手は地に撫り之が恭敬を為す。……其の國、本小男子を以て王と為す。住まること七、八年。倭國亂れ、相攻伐して年を歴たり。乃ち共に女子を立てて王と為す。名卑弥呼と曰ふ。鬼道を事とし、能く衆を惑はす。年已に長大なるも、夫婦無し。男弟有り、抜けて國を治む。

景初二年（六月）倭の女王、大夫舞升米等を遣し郡に詣り天子に詣りて朝獻せんことを求む。……その年十二月、詔書して倭の女王に報じて曰く、「今汝を以て觀魏倭王と為し、金印紫綬を反し、裝封して帶方の太守に付し仮授せしむ。……と卑弥呼以て死す。大いに家業を作る。往百余步、徇葬する者奴婢百余人。更に男王を立てしも、國中服せず、更々相謀殺し、当時千余人を殺す。復た卑弥呼の宗女、堂母の年十三なるを立てて王と為す。國中遂に定まる。」

〔後漢末に東洋の南半を割いて設けた郡。〕朝貢し見する。〔使節。〕都方郡。〔倭奴。〕是蓋（日）の語りか。〔長効。〕領や体にいれ込みをする。〔租稅。〕名前。〔官名。〕征役職の一つと推定される。〔おそれればか。〕死。〔族の女。〕豈（と）よの誤りともいわれる。〔墳丘。〕

原漢文

（2004年センター試験）

問2 下線部(a)に関して述べた文として誤っているものを、次の①～④のうちから一つ選べ。8

- ① 卑弥呼は呪術を用い、宗教的権威によって政治を行った。
- ② 卑弥呼の政治は、「男弟」によって補佐されていた。
- ③ 邪馬台国では、身分は王族と大人に二分されていた。
- ④ 邪馬台国では、租税の制度があった。